

平成 21 年 3 月 31 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、新型インフルエンザが世界的に大流行し、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されていることから、我が国においては、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議を設置し、新型インフルエンザ対策行動計画を策定する等の取組が進められています。

新型インフルエンザが流行した場合、廃棄物の処理に携わる従事者の罹患により、廃棄物処理事業の停滞等が懸念される一方、廃棄物の処理は、国民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスの一つとして、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、今般、別添のとおり廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン及びその内容に関する Q&A（以下、「ガイドライン」という。）を策定しました。本ガイドラインは、新型インフルエンザに関する知見、市町村や産業廃棄物処理業者等の廃棄物処理の関係者が取るべき措置等について取りまとめたものです。

つきましては、本ガイドラインを関係者に周知するとともに、その内容を踏まえ、貴管轄下の廃棄物の適正な処理の確保のため、必要な措置の実施に努めるようお願いいたします。また、本ガイドラインは環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>)に掲載していますので、周知の際に御活用下さい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。